

粗大ごみ処理施設・浸出水処理施設・最終処分場清掃作業要領

1. 日常清掃

(1) 床清掃（火・木曜日）

管理棟（1階事務室、2階従業員控室は除く）及び玄関について行う。

- ・床面の塵、ゴミ等をほうき又は掃除機等で清掃すること。
- ・モップにより床面を隅々までよく拭き、汚れのひどい部分は洗剤を使用し、汚れを完全に取り除くこと。

(2) 床マット交換

日常の掃除機等による清掃及び仕様書に定める回数の交換を行う。

(3) 床用モップ交換

日常の掃除機等による清掃及び仕様書に定める回数の交換を行う。

(4) トイレ清掃（火・木曜日）

管理棟、工場棟、最終処分場2工区、浸出水処理施設管理室について行う。ただし、

浸出水処理施設管理室は火曜日のみの実施とする。

- ・床面及び壁面を洗浄し、水拭きすること。
- ・手洗器、便器等の汚れを洗剤で落とし、洗浄すること。
- ・鏡は洗剤等で汚れを落とし良く磨き、化粧棚は、水拭きすること。
- ・トイレ内のゴミ、汚物等は使用者に不快感を与えることのないように適宜処理すること。
- ・トイレットペーパー及び消毒石鹼液は適宜補充し、使用可能な状態にしておくこと。

2. 定期清掃

(1) ワックス清掃

- ・別添図面（別紙3）の管理棟及び工場棟（中央制御室）、浸出水処理施設管理室について年2回行う。
 - ・年1回剥離洗浄を行う。（時期は、汚れの状況による。）
 - ・ポリッシャー等を用いて洗浄し、汚水を完全に拭き取り、乾燥した後、ワックスをモップ等に浸して満遍なく塗り、乾燥させる。

(2) 害虫の駆除

別添図面（別紙3）の管理棟・工場棟（中央制御室）・浸出水処理施設管理室について年4回行う。

(3) 窓ガラス清掃

別紙1-2「管理棟・浸出水処理施設窓ガラス清掃数量表」の範囲を仕様書に定める回数行う。

(4) 貯水槽清掃及び水質検査

- ・年1回、粗大ごみ処理施設2階の貯水槽（4t）内部を清掃及び消毒する。
- ・年1回、指定機関が実施する水質検査を受け、水質検査成績書を提出すること。

(5) 井水タンク滅菌

毎月、タンクを点検し滅菌液を補充する。使用する滅菌液は受注者の負担とする。なお、滅菌液及び補充状況については、当組合職員の立会い確認を受けること。

(6) 井水処理水槽等の清掃

年1回、最終処分場2工区外に設置の井水処理水槽（36t）及び井水原水槽（6t）の内部を清掃及び消毒する。

(7) エアコン清掃

管理棟事務所、会議室のエアコン室内機フィルターを年2回清掃する。

ペットボトル等処理施設清掃作業要領

1. 日常清掃

(1) 床清掃(火・木曜日)

管理部分（3階中央操作室、作業員控室は除く）及び玄関、階段、トイレ（1階、3階）、研修部分（研修室、ロビー、2階トイレ、3階見学通路）について行う。

- ・床面の塵、ゴミ等をほうき又は掃除機等で清掃すること。
- ・モップにより床面を隅々までよく拭き、汚れのひどい部分は洗剤を使用し、汚れを完全に取り除くこと。

(2) 床マット交換

日常の掃除機等による清掃及び仕様内訳書に定める回数の交換を行う。

(3) 床用モップ交換

日常の掃除機等による清掃及び仕様内訳書に定める回数の交換を行う。

(4) トイレ（火・木曜日）

- ・床面及び壁面を洗浄し、水拭きすること。
- ・手洗器、便器等の汚れを洗剤で落とし、洗浄すること。
- ・鏡は洗剤等で汚れを落とし良く磨き、化粧棚は、水拭きすること。
- ・トイレ内のゴミ、汚物等は使用者に不快感を与えることのないように適宜処理すること。
- ・トイレットペーパー及び消毒石鹼液は適宜補充し、使用可能な状態にしておくこと。

2. 定期清掃

(1) ワックス掛け

- ・別添図面（別紙3）の管理部分、玄関ホール、階段（1階～3階）、トイレ（1階、3階）、研修部分（研修室、ロビー、2階トイレ、3階見学通路）について年2回行う。
- ・1回剥離洗浄を行う。（時期は、汚れの状況による。）
- ・ポリッシャー等を用いて洗浄し、污水を完全に拭き取り、乾燥した後、ワックスをモップ等浸して満遍なく塗り、乾燥させる。

(2) 害虫の駆除

- ・別添図面（別紙3）の管理部分、玄関ホール、階段（1階～3階）、トイレ（1階、3階）、研修部分（研修室、ロビー、2階トイレ、3階見学通路）について年4回行う。

(3) 窓ガラス清掃

別紙2-2「ペットボトル等処理施設窓ガラス清掃数量表」の範囲を仕様内訳書に定める回数行う。

(4) 貯水槽清掃及び水質検査

- ・年1回、ペットボトル等処理施設地下1階の貯水槽（6t）内を清掃及び消毒する。
- ・年1回、指定機関が実施する水質検査を受け、水質検査成績書を提出すること。

(5) 井水タンク滅菌

毎月、タンクを点検し滅菌液を補充する。使用する滅菌液は受注者の負担とする。
なお、滅菌液及び補充状況については、当組合職員の立会い確認を受けること。

(6) エアコン清掃

玄関、階段ホール、見学者通路のエアコン室内機フィルターを年2回清掃する。